

## 「商品相場（先物取引）」に関する相談の概要

- MECONIS 情報から -

この記事は、東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口寄せられた相談情報をMECONIS（東京都消費生活相談情報オンラインシステム）を用いて分析したものである。

分析項目：「商品相場」（商品先物取引及び金融先物取引）に関する相談

分析データ：東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口で受け付けた平成12年4月～16年3月（4年間）の相談データ

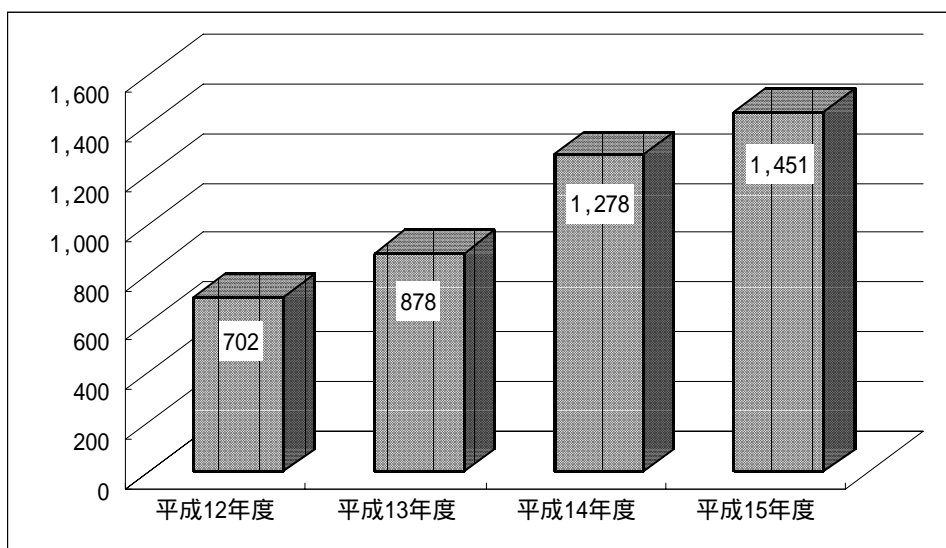
ただし、ここで取り上げた相談事例は、平成16年4月～16年8月受付の相談データから抽出したものである。

### 1. 相談件数

「商品相場」に関する相談とは、商品先物取引及び金融先物取引に関する相談である。「先物取引」とは、将来の一定時期に商品を受け渡すことを約束して、その価格を現時点で決める取引であり、委託証拠金の10倍から20倍が実際の取引金額になるなど投機性が高く、儲けは大きいが出資額以上の多額の損失もある取引である。

この「商品相場」に関する相談件数は、年々増加が顕著であり、平成12年度からの4年間で2倍以上になっている。（図 - 1）

【図 - 1】「商品相場」相談件数



商品別に詳細の相談件数を示したのが「表 - 1」である。

【表 - 1】商品別詳細相談件数

分類	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
大豆相場	35	27	35	37
コーン相場	126	135	115	108
コーヒー相場	32	31	28	30
ゴム相場	23	17	22	12
金相場	45	82	213	206
プラチナ相場	41	37	22	19
石油相場	133	188	252	238
ガスオイル相場	19	22	29	27
為替相場	7	49	196	425
その他の商品相場	241	290	366	349
計	702	878	1,278	1,451

平成15年度において最も相談件数が多いものは「為替相場」であり、年々著しく増加傾向が見られ、平成12年度と比較すると60倍以上に急増している。このほとんどが「外国為替証拠金取引」に関する相談である。次いで「石油相場」、「金相場」、「コーン相場」などが多くなっている。

## 2. 相談内容

相談内容をキーワード別に上位10位まで示したのが「表 - 2」である。

【表 - 2】キーワード別上位10位

順位	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1	解約 257	電話勧誘 295	電話勧誘 457	電話勧誘 512
2	電話勧誘 215	解約 271	強引 377	解約 489
3	強引 207	強引 229	国内公設先物 372	強引 391
4	利殖商法 145	国内公設先物 221	解約 366	利殖商法 370
5	儲からない 128	利殖商法 156	利殖商法 247	家庭訪販 290
6	国内公設先物 120	儲からない 150	儲からない 230	儲からない 250
7	家庭訪販 95	家庭訪販 122	家庭訪販 209	国内公設先物 236
8	返金 71	元本割れ 88	元本割れ 141	返金 166
9	虚偽説明 68	返金 85	説明不足 124	元本割れ 157
10	信用性 68	虚偽説明 82	返金 120	虚偽説明 154

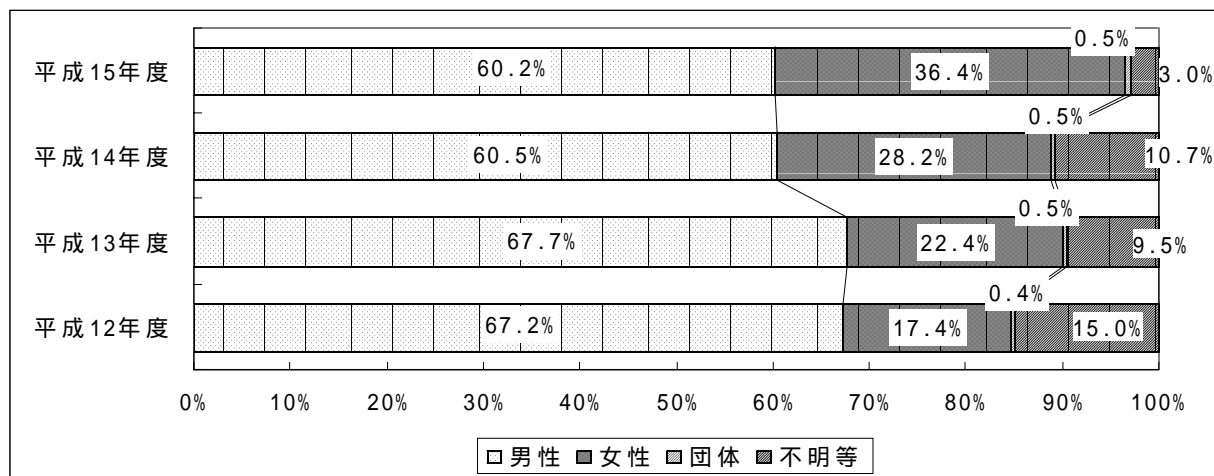
12年度以降、毎年「電話勧誘」が1位になっており、次いで「解約」、「強引」などが多くなっている。「家庭訪販」や「虚偽説明」なども多くなっており、相談事例を見ると「電話勧誘販売」や「家庭訪販」で強引な勧誘により契約したが儲からないので解約したいといった相談が多い。中には、取引の内容をあまり理解していないと思われる当事者も多く、「絶対儲かる、

損はさせない」等の虚偽説明を信用して高額な投資をした結果、大きな損失を被っているケースが見られる。

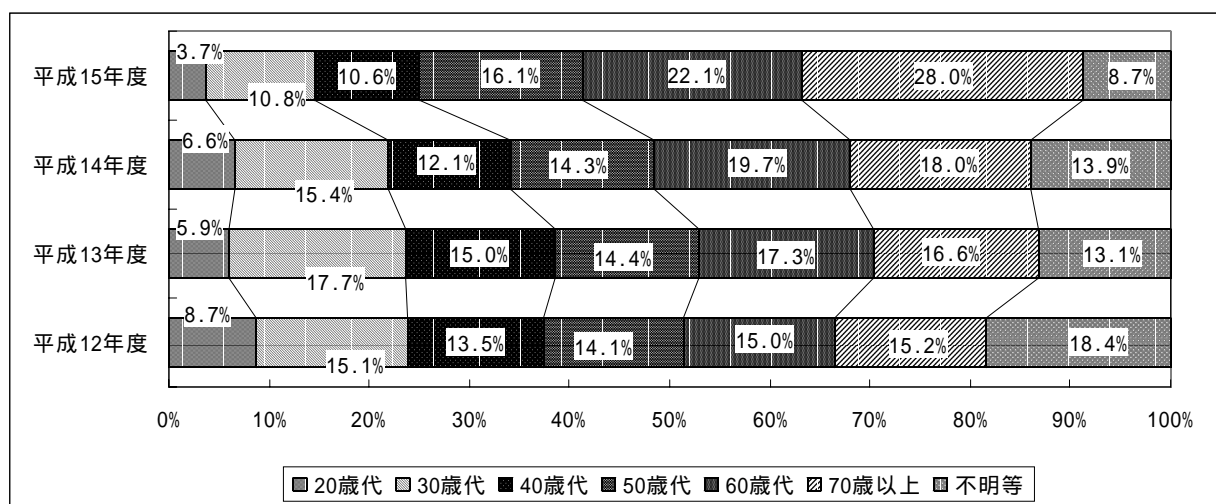
### 3. 契約当事者の属性

契約当事者の属性について、性別、年代別、職業別に割合を示したのが「図 - 2」から「図 - 4」である。

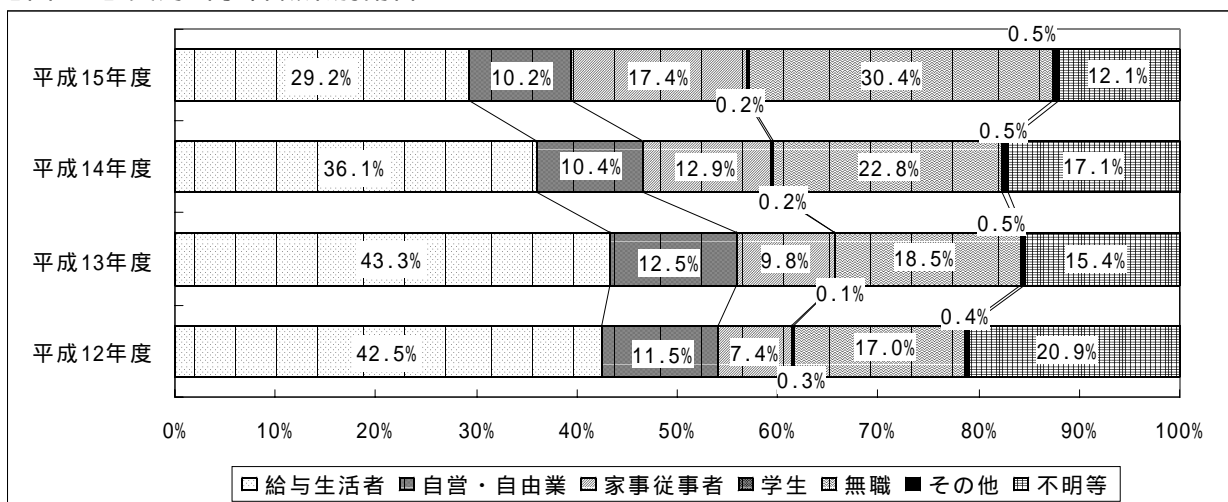
【図 - 2】契約当事者性別割合



【図 - 3】契約当事者年代別割合



【図 - 4】契約当事者職業別割合



性別では「男性」が各年度とも6割以上を占めているものの、12年度、13年度は67%台と7割近くあった割合が徐々に低下している。一方、年々「女性」の割合が上昇し、12年度には2割以下だった「女性」の割合が15年度では4割近くを占めるまでになっている。

年代別では「60歳以上」の高齢者の占める割合に年々上昇が見られるが、特に15年度においては「70歳以上」の割合の上昇が著しい。

職業別では、14年度までは「給与生活者」の占める割合が最も高かったが、15年度においては「無職」の占める割合が3割を超し、最も高くなっている。

契約当事者の最近の傾向から見て、高齢者が勧誘のターゲットにされている現状がうかがわれる。

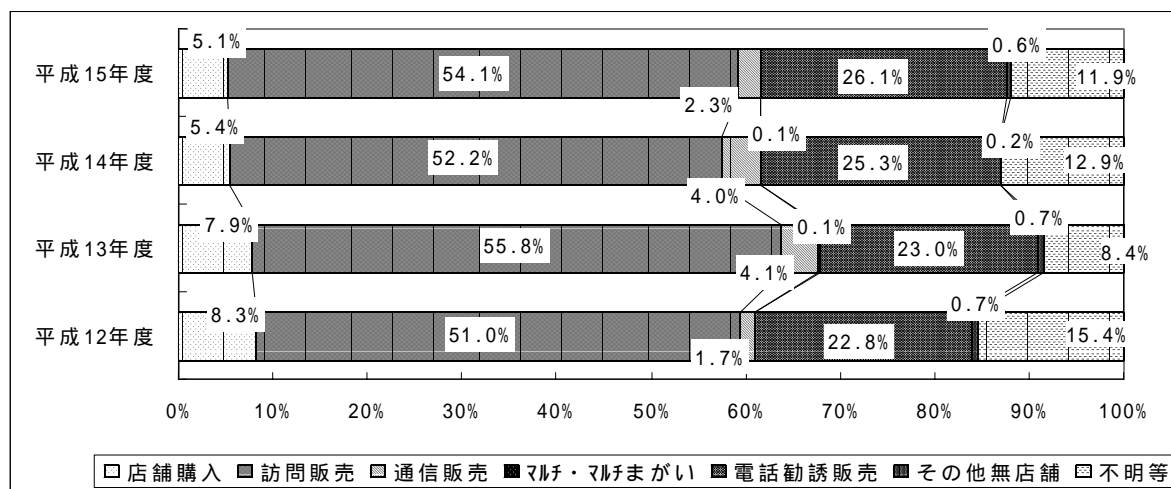
#### 4. 販売購入形態

商品相場に関する全年齢層の相談と契約当事者60歳以上の相談に分けて、販売購入形態別に割合を示したのが「図 - 5」と「図 - 6」である。

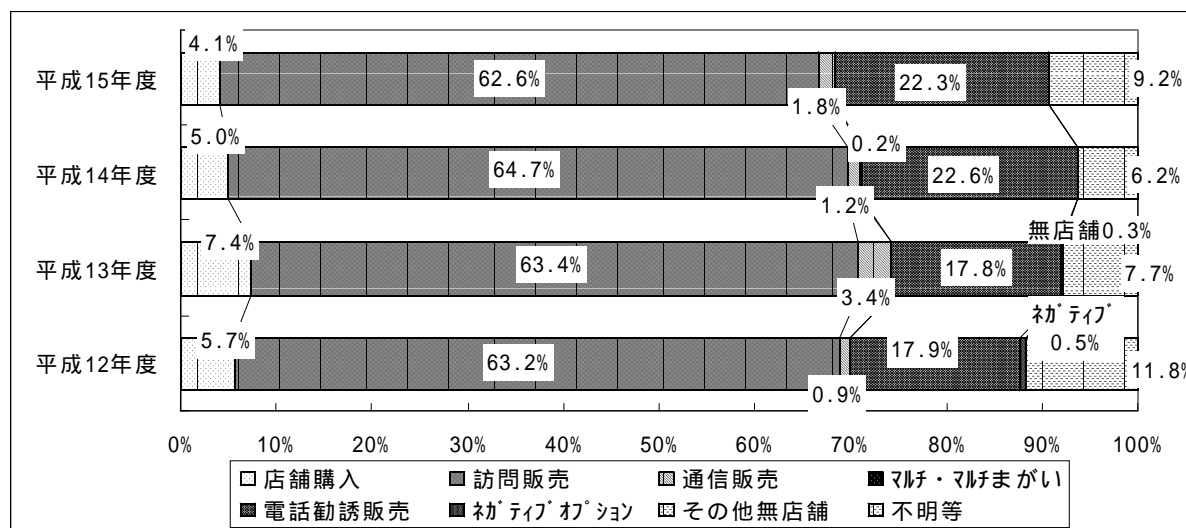
どちらも「訪問販売」が最も高い割合を占めており、「電話勧誘販売」がこれに続いている。「契約当事者60歳以上」と「全年齢層」の販売購入形態を比較すると、各年度とも60歳以上の高齢者の契約は「訪問販売」がより高い割合を示していることがわかる。このことから昼間在宅していることの多い高齢者を業者が訪問販売によって勧誘しているケースが多いことがわかる。

相談事例を見ると、電話で何度も勧誘した後、家庭や職場を訪問し、「絶対儲かる、損はさせない」等のセールストークで強引な勧誘をされた結果、契約に至っているというケースが多く見られる。

【図 - 5】全年齢層の販売購入形態別割合



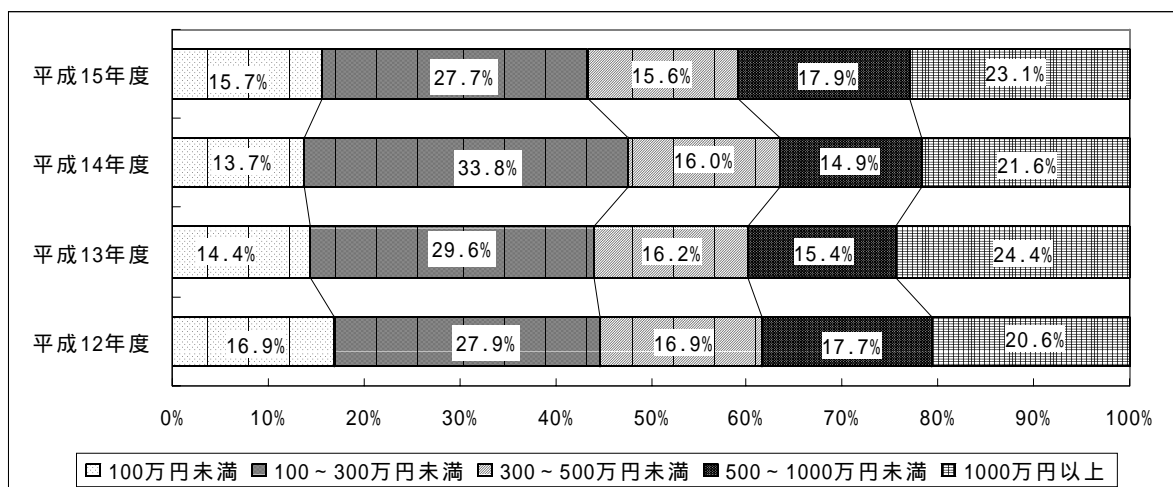
【図 - 6】契約当事者60歳以上の販売購入形態別割合



## 5. 販売購入金額

販売購入金額別の割合を示したのが「図 - 7」である。各年度とも最も高い割合を示しているのは「100～300万円未満」であり、3割程度を占めているが、次いで「1000万円以上」の非常に高額な契約購入金額の占める割合が各年度とも2割以上と高い割合を示している。

【図 - 7】販売購入金額別割合



商品相場に関する全年齢層の相談と契約当事者60歳以上の相談に分けて平均契約購入金額を示したのが「表 - 3」である。

「全年齢層」の平均契約購入金額も各年度とも700万円以上と非常に高額であるが、「契約当事者60歳以上」の相談の平均契約購入金額はより高額になっていることがわかる。

高齢者の相談事例の中には全く取引の内容を理解していない当事者が多く、業者に言われるまま追加証拠金を支払っているケースが多く見られる。

【表 - 3】平均契約購入金額（単位：千円）

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
全 年 齢 層	7,073	8,027	7,478	7,931
契約当事者60歳以上	9,257	9,404	8,924	8,576

## 6. 相談事例

### (1) 虚偽説明・説明不足

・電話で勧められ仕組みもわからないまま外国為替証拠金取引の契約をした。金利が高いと説明されたため外貨預金だと思っていた。ポンドを50口300万円入金した。仕組みもわからない取引をこれ以上することが不安になった。やめたいがどうしたらよいか。

（外国為替証拠金取引 / 70歳代 / 女性 / 契約購入金額300万円）

・昨年7月に突然電話があり、大変儲かる先物の取引をしないかと言われた。先物取引は全くわからなかったが、儲かるし、フォローするということだったので信用して取引を始めた。金の相場だけのつもりが次々と勧められ、大豆、ガソリン、灯油と広げてしまった。取引回数は数え切れない。気がついたら920万円も支払ってしまい、残金はもうないと言われた。儲かると言われたのに儲からなかった。返金してもらえるか。

(金相場 / 60歳代 / 女性 / 契約購入金額920万円)

・電話で勧められ老後の資金が増やせると思い、外国為替証拠金取引の契約をした。1口60万円入金すると1日に500円玉1個ついてくると言われたが、追加の費用を請求され、やめるにやめられなくなった。取引の仕組みもわからず後悔している。どうにかしてやめたい。

(外国為替証拠金取引 / 70歳代 / 女性 / 契約購入金額324万円)

## (2) 強引

・自宅に電話があり、断ったにもかかわらず執拗に外国為替証拠金取引の勧誘をされた。かかってきた電話を切ると営業妨害だと再度電話があり仕方なく聞くと、リスクは郵便貯金と全く同じ、円高傾向だから買い時、いつでも下ろすことができると言われ夜中にファミレスで約諾書を書き、そのままATM機まで付き添われ50万円支払った。翌日やめたいと連絡したが応じてもらえなかった。

(外国為替証拠金取引 / 20歳代 / 男性 / 契約購入金額50万円)

・電話勧誘のあと自宅に業者が訪問し、2時間勧誘されて外国為替証拠金取引の契約をしたが仕組みがよくわからず不安になった。確約書に署名捺印したが、契約書も確約書の内容もわかりにくいので読んでいない。業者に何度も大丈夫かと念を押したら絶対損はしないと言っていた。業者が再度訪問したいと言っているが会うかどうか迷っている。夫に内緒で140万円支払った。クーリング・オフはできるのか。

(外国為替証拠金取引 / 50歳代 / 女性 / 契約購入金額140万円)

## (3) 強迫

・執拗な電話勧誘の後、突然業者が来訪。帰ってほしいと言うとせっかく来たのにその態度は何だと言う。来てほしいなどと言っていないと言うとそれなら警察を呼べと怒鳴りだした。近所の手前もあり、とにかく帰ってほしいと思い、言われるまま次々署名、捺印してしまった。外国為替証拠金取引のようだ。入金はまだしていないが、解約したい。

(外国為替証拠金取引 / 70歳代 / 女性 / 契約購入金額不明)

・外国為替証拠金取引を勧める電話があり、絶対に儲かるというので10分ほど話を聞いたが、お金がないと断った。あまりにしつこいのでお金があっても契約しないというと、態度が変わり住所を知っているのですぐ行くぞ、こんなに長い間しゃべらされたのは何だと脅された。電話を切ったがすぐかかってきた。警察へは届け出たが今後の対策を教えてほしい。

(外国為替証拠金取引 / 20歳代 / 男性)

#### (4) 判断不十分者契約

・痴呆でひとり暮らしの母宅に電話があり、訪問した販売員に勧められるままに先物オプション取引の契約をしたようだ。訳がわからないまま3回取引したようだ。とにかくやめたい。業者に電話すると本人でないと対応しないと言われた。

(砂糖のオプション取引 / 70歳代 / 女性 / 契約購入金額150万円)

・ガソリン相場の取引を勧められて105万円払った。さらに1,000万円要求されて銀行に行ったら、銀行員から消費者センターに相談するように言われた。高齢であり取引について全く理解できないので返金してほしい。(ガソイル相場 / 80歳代 / 女性 / 契約購入金額1,105万円)

#### (5) 解約拒否

・外貨預金を考えていたところに勧誘の電話があり、資料を請求したら訪問された。外貨預金は手数料が高くて損、外国為替証拠金取引なら必ず儲かると言われて契約したのに話が全く違う。やめたいと再三申し出たが聞いてもらえず、勝手にユーロの取引も始められ2千万円も損をした。精算するなら375万円持ってくるように言われたが納得できない。

(外国為替証拠金取引 / 40歳代 / 女性 / 契約購入金額2,000万円)

・手土産を持って自宅を再三訪問するのでつい話を聞いてしまい、先物取引を契約した。難しくよくわからないので、契約の2週間後くらいから損をしてもいいからやめたいと何度も言った。お客様には儲けてもらわないと、勝負はこれからなどと言ってやめさせてもらえない。

(ガソリン・灯油相場 / 70歳代 / 女性 / 契約購入金額690万円)

#### (6) 契約購入金額 5,000万円以上

・電話で金の先物取引の勧誘を受け、120万円で契約した。その後コーン相場などを勧められ、9日間で9千万円以上払った。老人夫婦だけで説明を受け、先物は全く知らないと告げていた。今日新たに5千万円の追加証拠金を請求され、娘から注意された。やめたいがどうしたらよい



か。

(金相場 / 70歳代 / 男性 / 契約購入金額9,080万円)

・電話勧誘で預金と思ってお金を預けたら外国為替証拠金取引だった。損が出た、ゼロになると言われ、追加証拠金が必要になったため娘に借りて支払った。家族に知られ、おかしい取引だと言われた。やめたい。  
(為替相場 / 70歳代 / 男性 / 6,000万円)

## 7. 「商品相場」に関する相談の問題点

センターに寄せられる「商品相場」に関する相談の多くは、取引についての知識がほとんどないまま業者の強引な勧誘や虚偽説明により契約をしてしまったが、当初の説明と話が違う、解約に応じてくれないといったものである。

「商品先物取引」については、「商品取引所法」及び「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」等で国内市場、海外市場ともに規制されているが、適合性原則が守られていないなど法令違反と思われる事例が少なくない。このような現状を受けて、消費者保護に関する規制強化が盛り込まれた「商品取引所法」の改正案が本年3月に国会に提出された。

「外国為替証拠金取引」については、これまで法規制がなく所管庁もはっきりしていない状況の中でトラブルが急増していた。これを受け金融庁では「証券会社の外国為替証拠金（保証金）取引に係るガイドライン」で証券会社が対顧客業務を行う際のルールを新たに定め、また「金融商品の販売等に関する法律施行令」を改正し、「外国為替証拠金取引」についても平成16年4月1日からこの法律の規制対象とすることとなった。さらに「外国為替証拠金取引」を「商品取引所法」の特定業務とするための「商品取引所法施行規則」の改正も行った。金融審議会金融分科会第一部会「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」の報告書（平成16年6月）では、業者の適格性の確保、業者に対する行為規制、顧客資産保全のための財務規制等について今後のあり方を提言しており、来年には「改正金融先物取引法」の施行も予定されている。

このような様々な取組みによりトラブルの減少が期待されるが、元来、これらの取引が非常にリスクが高く投機的なものであることから、消費者の自衛手段としては安易に手を出さないことである。業者のセールストークや「うまい話」にのらないこと、執拗な勧誘に対しても毅然とした態度で断ること、また脅迫的である場合は警察に相談することも一つの方法である。特に高齢者が取引をする時は、家族や友人に相談したいものである。トラブルになってしまった場合は、消費生活センターをはじめ、業界団体や主務官庁等の相談窓口に早めに連絡してほしい。